令和８年（フ）第１９１０号
名古屋市中川区中郷１丁目37番地　アンドゥーレ103号
債務者　久野　　守
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９４２号
名古屋市中川区吉津３丁目1004番地　松下荘Ｔ－３棟402号
債務者　房泰子こと　鄭　　泰子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２００２号
愛知県大府市横根町名高122番地
債務者　小林　英明
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１７５号
愛知県清須市西枇杷島町宮前１丁目65番地　ルミエール102号、住民票上の住所愛知県知立市上重原町城後64番地１　上重原Ｈｉ１１ｓ103号
債務者　柳田雅句飛
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２１０号
名古屋市中川区中野新町５丁目21番地　メゾンシンマチ102号
債務者　中山　千寿
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３６７号
名古屋市名東区社台３丁目82番地の１　カーサ上社308号
債務者　山田泰敬こと　金泰洙
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９２号
鹿児島県阿久根市折口2475番地１
債務者　別府　望海
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第１４１号
埼玉県川越市伊勢原町５丁目５番地６　（川越いせはら団地３号棟505号室）
債務者　氏家　碧花
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６３６号
埼玉県ふじみ野市西原一丁目５番地18　ベアヒルズⅡ　105
債務者　冨澤　　勝
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６５５号
埼玉県鶴ヶ島市富士見三丁目２番104号
債務者　佐野美奈子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６５９号
埼玉県川越市吉田新町１丁目２番地３　（14号）
債務者　加賀谷洋介
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６６３号
埼玉県川越市中台２丁目20番地８　（有料老人ホームサニーライフ川越203号室）
債務者　吉田　忠由
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６６８号
埼玉県富士見市大字水子5037番地17
債務者　八木　和代
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６７１号
埼玉県所沢市東所沢５丁目２番地の22
債務者　川野　有未
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７１４号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘６丁目725番地の123
債務者　田中　直江
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２０２号
愛知県稲沢市大塚南十丁目103番地
債務者　清水　正和
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第２０９号
愛知県稲沢市駅前三丁目16番４号　コンフォート稲沢Ｃ
債務者　湯浅　　博
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部